附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（組合員である資格に関する経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に組合員である者は、この法律による改正後の森林組合法（以下「新法」という。）第二十七条第一項第一号の規定にかかわらず、新法の規定による組合員とみなす。

（理事に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の際現に存する森林組合及び森林組合連合会については、新法第四十四条第十項及び第十一項（これらの規定を新法第百九条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日（次条において「施行日」という。）から起算して三年を経過した日以後最初に招集される通常総会の終了の時までは、適用しない。

（出資一口の金額の減少等に関する経過措置）

第四条　新法第六十六条第一項及び第二項（これらの規定を新法第八十四条第四項（新法第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）、第百条の三第六項、第百条の十八、第百条の二十四及び第百九条第三項において準用する場合を含む。）並びに第八十四条第一項（新法第百条第四項、第百八条の三第二項及び第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に決議される森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更（新法第百条の三第一項、第百条の十五第一項又は第百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。）又は森林組合連合会の権利義務の承継（森林組合法第百八条の三第一項の規定による権利義務の承継をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に議決された森林組合、生産森林組合若しくは森林組合連合会の出資一口の金額の減少若しくは合併、生産森林組合の組織変更（この法律による改正前の森林組合法第百条の三第一項、第百条の十五第一項又は第百条の二十第一項に規定する組織変更をいう。）又は森林組合連合会の権利義務の承継については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五条　この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

農林水産大臣　江藤　拓
内閣総理大臣　安倍　晋三

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第三十六号

持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正）

第一条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に、「第七条」を「第七条の二」に、「第七節　地域公共交通再編事業（第二十七条の二―第二十七条の八）」を「第七節　地域旅客運送サービス継続事業（第二十七条の二―第二十七条の七）　第八節　貨客運送効率化事業（第二十七条の八―第二十七条の十五）　第九節　地域公共交通利便増進事業（第二十七条の十六―第二十七条の二十二）」に、「第八節」を「第十節」に、「第五章　雑則（第三十七条―第四十二条）」を「第六章　新モビリティサービス事業の円滑化（第三十六条の二―第三十六条の四）」に、「第六章」を「第七章」に改める。

第一条中「公共交通網（以下「地域公共交通網」という。）の形成の促進の観点から」を「旅客の運送に関するサービス（以下「地域旅客運送サービス」という。）の提供を確保するために」に、「地域公共交通網形成計画」を「地域公共交通計画」に改め、「新地域旅客運送事業」の下に「及び新モビリティサービス事業」を加え、「持続可能な地域公共交通網の形成」を「地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保」に改める。

第二条第二号イ中「よる鉄道事業者」の下に「（以下単に「鉄道事業者」という。）」を加え、「鉄道施設」を「同法による鉄道施設（以下単に「鉄道施設」という。）」に改め、同号ロ中「軌道経営者」の下に「（第二十七条の八第三項において単に「軌道経営者」という。）」を加え、同号ハ中「一般乗用旅客自動車運送事業者」の下に「並びに同法第七十九条の七第一項に規定する自家用有償旅客運送者（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する者として国土交通省令で定める者を除く。以下単に「自家用有償旅客運送者」という。）」を加え、同号ヘ中「鉄道事業法による」を削り、同条第五号中「及び地域公共交通再編事業」を「、地域旅客運送サービス継続事業、貨客運送効率化事業及び地域公共交通利便増進事業」に改め、同条第六号中「よる軌道事業」の下に「（以下単に「軌道事業」という。）」を加え、同条第九号中「よる鉄道事業」の下に「（以下単に「鉄道事業」という。）」を加え、同条第十一号を次のように改める。

十一　地域旅客運送サービス継続事業　最近における経営状況に鑑み、その継続が困難となり、又は困難となるおそれがあると認められる特定旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業をいう。以下同じ。）に係る一又は二以上の路線若しくは航路又は営業区域（以下「路線等」という。）について、旅客運送事業（旅客鉄道事業、旅客軌道事業、一般乗合旅客自動車運送事業、道路運送法による一般乗用旅客自動車運送事業及び国内一般旅客定期航路事業等をいう。以下同じ。）を営む者又は自家用有償旅客運送者であって地方公共団体が国土交通省令で定めるところにより選定したものが、当該地方公共団体の支援を受けつつ、当該路線等における運送を実施することにより、地域旅客運送サービスの維持を図るための事業をいう。